

# と一緒に 日南町で「九条の会」を 作りませんか

## 九条の会とは

「九条の会」は2004年6月10日、日本国憲法九条「改正」の動きに警鐘を鳴らし、「改憲」のくわだてを阻むための一人ひとりの努力をよびかけたアピールを発して発足しました。(アピール全文は裏面に掲載しています)

全国津々浦々から共感と支持が寄せられ、全国で6,801の「会」が結成されていることが、11月24日に開かれた第2回全国交流集会で報告されています。

この集会の最後に以下の「九条の会からの訴え」が発表されました。

「九条の会」アピールへの賛同の輪を創意をこらして広げ、9条改憲反対、9条生かそうの圧倒的世論をつくろう。

職場・地域・学園の草の根で、日本国憲法9条のすぐれた内容と改憲案の危険な内容についての理解を深めるための大小無数の集会を開こう。

当面、「すべての小学校区に九条の会」を合言葉に、文字どおり思想・信条・社会的立場の違いをこえた「会」をつくろう。地域・分野の「会」のネットワークをつくり、交流・協力しあって運動を前進させよう。

日南町でも「九条の会」を作り、みんなで憲法九条を学び、まもり、生かしていくための運動をすすめるための準備会を計画しました。

まずは、憲法九条をめぐる情勢などについて勉強会をしますので、是非ご参加ください。

日本国憲法  
第二章 戦争の放棄  
第九条 (戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認)  
日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## 講師 浜田章作さん

元鳥取短期大学助教授

**とき** 12月15日(土) 午後6時より

**ところ** 日南町総合文化センター 会議室